

議案第 12 号

京丹後市営住宅条例の一部改正について

京丹後市営住宅条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 19 日公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市営住宅条例の一部を改正する条例

京丹後市営住宅条例（平成１６年京丹後市条例第２０１号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項第８号イ中「配偶者暴力防止等法第１０条第１項」の次に「又は第１０条の２」を加え、「読み替えて」を「これらの規定を」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

京丹後市営住宅条例(平成16年京丹後市条例第201号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市営住宅条例 平成16年4月1日 条例第201号 第1条～第5条 (略) (入居者の資格) 第6条 (略) 2 (略) (1)～(7) (略) (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(同法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は同法第5条(同法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項_____ (同法第28条の2において読み替えて_____準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申し立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの 3・4 (略) 第7条～第58条 (略) 別表 (略)	京丹後市営住宅条例 平成16年4月1日 条例第201号 第1条～第5条 (略) (入居者の資格) 第6条 (略) 2 (略) (1)～(7) (略) (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(同法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は同法第5条(同法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(同法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申し立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの 3・4 (略) 第7条～第58条 (略) 別表 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>